

企業経営における税務情報開示

—近年のコーポレートガバナンスの議論を題材として—

Disclosure of Tax Information in Corporate Management, Based on Recent Discussions of Corporate Governance

堀 治彦

Haruhiko Hori

要約

近年のコーポレートガバナンスの議論の進展は、その射程が広範囲、多義的になりつつある。経営戦略やリスク情報等の Environment Social Governance を含んだ非財務情報に関するものに範囲が及び、その中には税務情報に関するものも散見される。また、時系列を前後して、OECD の国別報告書や EU における国別報告書開示指令案、わが国における税務に関するコーポレートガバナンスなど、企業の税務情報に関する国内外の取組等が進展しており、企業経営における税務情報（開示）の重要性は高まりつつある。本来、税務情報は納税者である企業と税務当局の間でのみ取り交わされるものであり、今日の潮流は企業経営に新たな一石を投じている。本稿では、コーポレートガバナンスの議論を梃子として、税務情報へのアクセスや開示に関する国際的な動向等を整理検討しつつ、今日の企業経営における示唆を得るべく、若干の方向性を示した。

キーワード：企業経営、コーポレートガバナンス、財務会計、情報開示、税務会計、国際課税、租税政策、多国籍企業

1.はじめに

本稿の目的は、近年のコーポレートガバナンスの議論の進展を受け、重要性が高まりつつある情報開示、とりわけ税務に関する情報開示を企業経営の観点から論じることにある¹⁾。近年のコーポレートガバナンスは、その射程が広範囲、多義的になりつつある²⁾。コーポレートガバナンスの定義自体も難しいものであるが、伊藤ほか（2017）の整理に基づけば、わが国においては、会社経営の適法性を確保し、収益性を向上させるために、会社経営者に適切な規律づけを働かせる仕組みをいうとしている³⁾。また、かつては適法性確保が強調され、法律で監査役制度を強化することが重視されたが、適法性と効率性がともに重視されるようになり、ガバナンス向上のための法的仕組みとしても法規制

以外の多様な仕組みが論じられるようになってきている⁴⁾。関連して、ストック・オプションなどの業績連動型報酬、監査役制度と委員会制度の選択、開示の充実と株式市場による経営者への圧力、株主代表訴訟や敵対的買収が経営者に与える圧力など、内部統制の視点を包含した会社法・金融商品取引法の研究領域、エージェンシー理論の観点から財務報告をめぐる株主と経営者との個々の関係に焦点をあて、それぞれの主体にとってのコストとベネフィットの検討を行う会計分野の研究領域などが進展してきた⁵⁾。本稿 2. (1) で取り上げる資本市場の動向⁶⁾は、そのような潮流において着目すべき点の一つであり、その中でも、税務情報についての言及が見受けられる⁷⁾。

また、これらと時系列を前後して、法人、すなわち企業の税務情報に関する国際的な議論が進展しており、本稿 3. で取り上げる OECD の国別報

告書 (Country-by-Country Reporting : 以下 CbCR)⁸⁾や EU における国別報告書開示指令案 (以下 EU 提案)⁹⁾などがある。

これらの動向は、本来公開されない前提であった納税者の税に関する情報を、税務当局以外に公開する試みを含みつつあることから、企業にとっての一つの転換点とも評価しうる潮流である。そのほかにも、わが国においては企業と税務当局の自主的な取組として、税務に関するコーポレートガバナンスが進展しつつあり、企業経営のあり方や管理体制はターニングポイントを迎えていると理解できよう。

以上のことから、コーポレートガバナンスを梃子として、企業の税務情報へのアクセスや開示に関する国内外の動向等を整理検討しつつ、企業経営における示唆を得ることが本稿の目的である。

なお、本稿の構成は、1. はじめにの問題提起から始まり、2. においてコーポレートガバナンスにかかる動向等を取り上げ、税務情報との架橋を試みる。その上で、本稿 3. において税務情報開示にかかる国内外の取組を紹介し、最新の動向を概観する。終章として 4. において、企業経営に関する若干の示唆を得る。

2. わが国におけるコーポレートガバナンスの動向等

近年のコーポレートガバナンスの射程が広範囲、多義的になりつつあることは本稿 1. において触れたとおりであるが、本章では、本稿 3. において述べる企業の税務情報との接続性や、研究の新規性の観点から、資本市場からの議論を題材にする。具体的には、経済産業省において公表された「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～ (以下：伊藤レポート)」¹⁰⁾及びそのアップデート版である「伊藤レポート 2.0」¹¹⁾を取り上げる。

(1) 伊藤レポート

近年、わが国では、金融危機の反省から欧米諸

国を中心に投資家や企業の短期主義是正やコーポレートガバナンスコードの強化、企業と投資家の対話や企業開示・報告のあり方の見直し等が国際的な議論となっていたことをふまえ、経済産業省がプロジェクトを立ち上げ検討を行い、伊藤レポートとして公表している¹²⁾。同レポートの背景のなかでは、狭義の財務情報に留まらず、経営戦略やリスク情報等の ESG (Environment Social Governance : 以下 ESG) を含んだ非財務情報に関する企業の中長期的な価値創造を伝えるための報告のあり方が検討されている¹³⁾。

伊藤レポートの前提は、日本再興戦略に伴う企業のガバナンス改革にあり、同レポートは、持続的な企業価値の向上のために企業がガバナンスを發揮し、企業と投資家との建設的な対話を促すことが重要として、企業と株主の「協創」による持続的価値創造や、資本効率を意識した企業価値経営への転換、企業価値向上の観点から資本政策を語る等の提言を行っている¹⁴⁾。その後、伊藤レポート 2.0 においては、日本再興戦略 2016 を受け、企業における長期投資の判断、評価のあり方、投資家が中長期的な企業価値を判断する視点や評価のあり方、企業と投資家の行動、対話やコミュニケーションのあり方を検討している¹⁵⁾。

着目したいのは、伊藤レポート及び伊藤レポート 2.0 のなかで取り上げられている ESG という指標である。本稿の問題意識と重なる、下記のような言及を行なっている¹⁶⁾。

「ESG (環境、社会、ガバナンス) は企業への信頼性に関わる。企業価値にはステークホルダーからの信頼度が反映されるとみることのできることで、信頼性を高める活動は企業価値創造に結び付く。例えば、グローバル展開しているアパレルメーカーにとって新興国の工場で児童労働問題が起こり、それが国際的なガイドラインに違反していることが明らかになれば評判と業績に悪影響をあたえる。マーケティングにおいて不公正な取引を行っているという事実が明らかになった場合も同様である。投資家は企業の持続的競争力を評価する際、広汎な ESG 活動にも着目すべきではないか。」

この ESG に着目した他の理由として、持続可能性を重視した優良企業に連動するグローバル指数

のダウジョーンズ・サステナビリティ・インデックス (以下 DJSI) が、構成銘柄を選択するにあたって参照していること¹⁷⁾、また、近時、(機関) 投資家が目先の利益より長期的な価値の創出に向けて投資戦略を見直すことがテーマの一つとなっており、そのなかで、企業の ESG 要素に着目した投資が活発になっている¹⁸⁾ことが挙げられる。

一例をあげると、2014 年に、DJSI が参照する ESG 要素の中に、税務戦略がアセスメントの際の基準項目として追加された¹⁹⁾。具体的には、アセスメントにおいて“1.8 Tax Strategy”という項目が設定され、当該項目の説明によれば、税制の最適化は収益性や企業価値にプラスの影響を与えるが、過度のアグレッシブな税務戦略は中長期的には持続的ではない可能性があり、幾つかのリスクが加わるとしている。リスクの例として、企業ブランド価値の低下や、ホスト国との関係悪化を挙げている。これは、BEPS プロジェクト (本稿 2. (2) にて後述) と前後とした多国籍企業の過度な課税逃れが国際的議論となった時系列と重なる²⁰⁾。DJSI の対象である企業は主として大規模な多国籍企業が挙げられ²¹⁾、当該多国籍企業が税をどのように納めているか、税引後の利益を最大化することと同時に行き過ぎた課税逃れを行っていないかという点について評価が行われる²²⁾。

資本市場からの視座ではあるものの、本稿 3. において述べる、税務情報へのアクセスをめぐるいくつかのコンテキストとも共通性が見受けられる。

(2) 補論 : BEPS プロジェクト

ここで、DJSI が参照する ESG 要素に関連して言及した、OECD/G20 による BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトについて、若干の説明を行う。

BEPS プロジェクトとは、企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引の急増に伴いグローバルなビジネスモデルの構造が変化していく一方で、各国の税制の対応が追いつかず、多国籍企業の活動実態と課税のルールの間でずれが生じていたことに端を発する²³⁾。同プロジェクトは、公正な競争条件 (Level Playing

Field) の確保という考え方の下、多国籍企業が各国の国際課税の制度のずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、過度な課税逃れ、すなわち BEPS を行わないように、国際課税ルール全体を見直し、ひいてはどの法域でも課税が行われない状態 (国際的三重非課税) をなくし、企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・多国籍企業の透明性を高めるためのプロジェクトとして立ち上がった²⁴⁾。

その他の経緯として、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、多くの国民負担が必要となるなか、多国籍企業の過度な課税逃れに対する批判が高まったことも背景の一つである。2012 年 6 月には、OECD 租税委員会がプロジェクトを立ち上げ、2013 年 7 月には、G20 財務大臣からの要請を受けた BEPS 行動計画が公表された²⁵⁾。2014 年 9 月に第一報告書が公表²⁶⁾され、2015 年 10 月には最終報告書²⁷⁾が公表された。これらは、G20 財務大臣及び G20 サミットにも報告²⁸⁾され、合意事項を着実に実施する強い政治的要請と共に、各国は国際課税の制度を再構築する作業に移った²⁹⁾。

同時に、BEPS 最終報告書を受けた合意事項は、OECD/G20 にとどまらない。2016 年 6 月に行われた京都会合において、OECD/G20 よりも広範な、BEPS 包摂的枠組み (Inclusive Framework on BEPS) が立ち上げられ、国際課税の制度の再構築作業に参加する国の増加が見受けられる³⁰⁾。

国際的三重非課税は主として米系多国籍企業のタックスプランニングにより引き起こされ、米国議会においても批判の対象となっていた³¹⁾。その他、英国では自国で納税を行っていない米系多国籍企業の不買運動にもつながり、わが国政府税制調査会においても、BEPS プロジェクトと時系列を前後し、多国籍企業によるタックスプランニングが取り上げられていた³²⁾。

上述のように、今日の国際課税の動向のなかで、BEPS プロジェクトは重要な位置付けを占め、一部の多国籍企業が過度な課税逃れを行うこと等に端を発したものであった。すなわち、米系多国籍企業が海外事業における納税額を最小化する戦略を採用し、米国外において資本の蓄積を行ってい

たことにより、米国にとっては本国に資金が還流できない状態³³⁾、他方で事業が実際に行われる国々にとっては、自国で適切な納税が行われない状態となり、政治的な争点となっていたことから、かかる税務戦略をとる企業に対する資本市場の関心が高まっていたところである。

3. 税務情報開示に関する新たな地平

本章では、法人の税務情報に関する国内外の動向を取り上げる。具体的な内容として、本稿 1. において述べた CbCR 及び EU 提案と、税務に関するコーポレートガバナンスである。

(1) CbCR と EU 提案

前述の通り、BEPS プロジェクトにおいて各国は、国際課税制度の再構築作業を行うことになった。そのなかで、多国籍企業の税務情報報告が求められ、各国で国内法制化が行われている³⁴⁾。わが国では、特定多国籍企業グループの構成会社である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するもの）は、国別報告事項を報告対象となる会計終了年度の終了の日の翌日から 1 年以内に e-Tax により、所轄税務署長に提供することとなっている（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 1 項、2 項、3 項、租税特別措置法施行令第 39 条の 12 の 4 第 1 項）³⁵⁾。

CbCR によれば、提供者は特定多国籍企業グループの構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの①～③の項目を下記のとおり報告する必要があるとしている³⁶⁾。すなわち CbCR は、①収入金額、税引前当期純利益の額、納付税額、発生税額、資本金の額又は出資金の額、利益剰余金の額、従業員の数及び有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額、②構成会社等の名称、構成会社等の居住地国と本店所在地国が異なる場合のその本店所在地国（本店所在地国と設立された国又は地域が異なる場合には、設立された国又は地域）の名称及び構成会社等の主たる事業の内容、③上記①～②の事項について参考となるべき事項、を提出する必要があるとしている。

BEPS プロジェクトにおいては、特定多国籍企業グループの報告情報を基本的に条約方式の下で、各国の税務当局間で厳格に運用することとなっており、その報告情報の使用は、特定多国籍企業グループ内のハイレベルな移転価格リスク評価の参考に限り、更正処分等には活用しないという前提がある。

しかしながら、本稿 1. で言及した EU 提案は、事業内容の性質、従業員数、純売上高（関連会社を含む）、税引前損益、当期税金費用、当期納税額、留保利益を含む国別報告書を開示し、企業のウェブサイト上で公表するというものであった³⁷⁾。これに関して、本来、条約方式の下、税務当局間で共有されるはずの報告情報を念頭に置いていたビジネス界を中心とした団体から、特に Confidentiality の観点による懸念や反発がでてくる³⁸⁾。

吉村（2018）の研究³⁹⁾においても紹介が行われているが、公の視点から企業の活動を規律するという試みは、既存の税の報告機能にはなかったアプローチである。留意しなければならないのは、例えば、企業会計が目的とする利害関係者への報告と、EU 提案の背景（租税回避を防止する目的・市民がアクセスできる環境・公平な競争環境の整備）にある税務情報が公表される対象はその報告内容や報告対象者が一致していないことである。しかしながら、税については納税者（企業）が国及び地方公共団体に税金を納めるのみであったという一般的理解に加えて、税の情報を外部に公開するという試みが見受けられつつあることは一つの着目すべき点である。これは、本稿 2. で述べた税の情報に対するアクセスをめぐる動向とは別の視座をもたらしている。

(2) 税務に関するコーポレートガバナンス

近年、CbCR や EU 提案とは異なる国際的な動向として、コーポレートガバナンスの強化の観点から、タックスコンプライアンスを取り込むことが見受けられ、これを「税務コーポレートガバナンス」と呼称されるようになった⁴⁰⁾。これは、前章でも述べたように、企業が租税をコストとみな

し、利益優先をした租税回避行為などを行った結果、ブランド価値などの中長期的な企業利益や株主利益が損なわれることと密接に関連してくる。そのようななかで、税務当局においても、単純に課税を強化することによって、企業に租税回避対策を講じるのではなく、自主的な適正納税を推進する環境を整えるという観点から、コーポレートガバナンスに関する取組みが推進されつつある⁴¹⁾。

わが国においても、国税庁が「税務に関するコーポレートガバナンス」の充実にむけた取組について、実地調査以外の多様な手法を用いて、納税者に自発的な適正申告を促す取組みを促進している⁴²⁾。

国税庁が定義する「税務に関するコーポレートガバナンス」とは、税務についてトップマネジメントが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することであるとした上で、税務コンプライアンスは、納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行することであり、トップマネジメントは法人の代表取締役、代表執行役のほか、法人の業務に関する意思決定を行う経営責任者等であることを挙げている⁴³⁾。

その税務に関するコーポレートガバナンスの取組の背景は、わが国全体の税務コンプライアンスの維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上が重要であり、その理由として、大企業の経済活動は、わが国経済に占めるウェイトが大きく、申告所得金額も多額であること、企業グループ全体や下請けの中小企業等の税務コンプライアンスに与える影響が大きいこと、大企業の税務コンプライアンスを高めることは、税務行政全体の効率性を高めることに有効であることを挙げている⁴⁴⁾。また、近年、国内外において、コーポレートガバナンスの充実が重要との認識が高まり、法整備を含め、その充実のための環境整備が進んでいることを例にとり、米国のSOX法、わが国の会社法及び金融商品取引法、OECDにおける多国籍企業行動指針や、OECDコーポレートガバナンス原則などを取り上げ、OECD税務長官会議の第3回会合ソウル声明、第4回会合ケープタウン声明、第6回会合イスタン

ブール声明、第7回会合ブエノスアイレス声明などにも盛り込まれ、税務当局の国際的な会議等においても、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要である旨が指摘されている⁴⁵⁾。

税務に関するコーポレートガバナンスの具体的な取組内容として、国税局調査課所管法人のうち、特別調査官が所掌する法人約500社に対し、税務調査の機会に税務コーポレートガバナンスの取組状況について企業による自己確認を行わせている⁴⁶⁾。その確認内容に基づき、当局がその取組状況を確認・判定を行い、税務調査終了後に、企業のトップマネジメント等と国税局幹部が改善を要する事項や効果的な取組について意見交換を経た上で、次回調査必要度の重要な判断材料として活用されるとしている⁴⁷⁾。強調すべきは、企業による自己確認が次回調査必要度の重要な判断材料として活用される点であり、税務コーポレートガバナンスの取組状況が良好である等、一定の場合には、次回調査時期の延長等を行うとされているということである⁴⁸⁾。本来、国税局調査課所管法人のうち、特別調査官が所掌する法人への税務調査頻度について、調査延長等を行うというインセンティブを税務当局が与える可能性があることは、コーポレートガバナンスの新しい潮流とも評価できる⁴⁹⁾。

(3) 税務情報開示に関する新たな地平

元来、税務情報については、税務当局が脱税や租税回避を行う納税者に対して情報取得を強化する観点から取組が行われてきた⁵⁰⁾。これは、タックスヘイブンを活用した納税者への情報取得や、銀行秘密等に対する各国の税務当局の執行管轄を克服する側面からの試みであったが、今日的にはその意味が広範な文脈になっており、「税に対する透明性 (tax transparency)」というキーワードの拡大が論じられている⁵¹⁾。

吉村(2018)によれば、「……課税当局による情報取得可能性 (課税当局に対する透明性) という観点から用いられてきた透明性は、投資家に対する透明性、さらに市民に対する透明性という意味

を付与され、一部の国々では、それを実現するための制度改正・提案が相次いでいる。」としている⁵²⁾。付与されている背景には、BEPS プロジェクトと前後した、多国籍企業の過度な課税逃れに対する国際課税を取り巻く現状があり、市民や社会の関心が強まったところにある。税務情報報告のアプローチもその透明性の一つと捉えることができるだろう。吉村(2018)は、広範に開示を義務づける試みの政策手法は2つに方向性が確認できるとしている。1つは数値を公表させること。2つめは税務のアプローチを公表させることである⁵³⁾。どちらの手法にしても、税務当局以外の対象者に情報アクセスを可能にするという点は、これまでになかった事象とみることもできよう。

関連して、吉村(2018)は、「株主等のステークホルダーが、企業が“どのように”税を支払っているかという点に関心を持つようになれば、税務行政のあり方も変わってくるのではないかと指摘する⁵⁴⁾。

税務情報は、(本稿の文脈に沿えばこと納税者にとって) Confidentiality が高いものとしての要素が強かったうえ、それが一般的な反応であった。取り上げた EU 提案をめぐる企業の反応はその証左である⁵⁵⁾。尤も、EU 提案は全世界共通の動きではなく、その他に取り上げたものは資本市場における議論等である。しかしながら、本稿で紹介を試みたように、今日では税に関する情報へのアクセスが見受けられるようになりつつある⁵⁶⁾。

以上のことから、税に関する情報へのアクセスをめぐる諸状況が、今後企業経営やコーポレートガバナンス及び関連領域に、どのような影響をもたらすのかは引き続き注視していくべき課題となる⁵⁷⁾。

4. おわりに

本稿で取り上げた、伊藤レポート及び伊藤レポート2.0等をはじめとする紹介では、コーポレートガバナンスにおいて、一般的に重要視されてきた財務情報にとどまらず、非財務情報への射程が及び、税務情報の位置付けが高まりつつあることが確認できた。もちろん、税務情報に限らず、ESG

の議論でも言及されるように、環境・労働・人権など新しい分野の存在感は高まりつつあることが窺えるだろうが、税という一つの分野においても、その新しい分野の一部を垣間見ることとなった。

ここで、結びとして、企業経営・コーポレートガバナンスに密接に関連する、企業の内部統制システムやコンプライアンス体制について若干の言及を行なっておく。

金融庁の財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準によれば、「内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令などの遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング(監視活動)及びIT(情報技術)への対応の6つの基本的要素から構成される」としており、そのプロセスのなかに事業活動に関わる法令遵守、すなわちコンプライアンスが含まれている。純粋に法令を遵守するのであれば、企業が法令違反となる行為を行わなければ済むが、かかる領域について租税法では、講学上、脱税・租税回避・節税という分類が行われ⁵⁸⁾、明らかな法令違反となるのは、脱税のみである。この場合に、多国籍企業による過度な課税逃れは、脱税には該当せず、租税回避や(過度な)節税に分類されよう。しかしながら、本稿2.(1)において、DJSIのアセスメント項目を参照した限りでも、過度なタックスプランニングを行っている企業の場合、短期的には節税によって利益を享受することができたとしても、潜在的な税務リスクを市場が好意的に評価しない可能性がある。とりわけ、企業による過度なタックスプランニングは、現地の税務当局との関係悪化や、対顧客のレピュテーションリスクにつながる事が指摘されている。また、租税回避と節税についてもその境界は明確ではなく、社会通念によって決めざるをえないことが指摘される⁵⁹⁾。

すなわち、これからの企業経営・コーポレートガバナンスは、純粋な法令遵守にとどまらず、租税回避、節税といった行為に関しても、(本稿が取

り上げた内容に沿って述べれば対資本市場や税務当局に) 信頼できる説明を行えるか、またその説明を行うための内部統制・コンプライアンス体制をいかに構築していくかが一つのポイントとなる。かかる体制構築が充足していない場合、経営者・経営層には、資本市場や株主、ステークホルダー等からの圧力が強まることが予想されよう。

同種の視点は、岩崎・川島(2016)による先行研究でも指摘されており、わが国の内部統制体制では租税法の遵守も法令遵守に含みうるとしている⁶⁰⁾。

翻って、企業経営においては、税務情報に関する適切なアクションが期待されよう。例えば、適切に納税行動を選択していることを公表するなどが挙げられ、その税務情報の位置付けはより強く意識されるべきところであろう。わが国でも本稿で取り上げた DJSI のアセスメント項目などを意識した企業の取組みが一部では見受けられるものの、事例としての集積は少ないように見受けられる⁶¹⁾。

わが国企業も、税務情報に関する適切なアクションを行っていくことによって、期待される効果がいくつかある。大企業に限定して述べれば、グローバルインデックスなど、市場評価との関係が良好となること、限定して述べないのであれば、税務当局や、対顧客との関係性などにつながってくる。加えて、税務に関するコーポレートガバナンスによって、わが国税務当局との良好なコミュニケーションや、税務調査リスクの通減、人的資源の最適化などがあげられよう。

具体的な企業経営のアクションとして、例えば、全社的に税務方針など策定することや、トップマネジメントの積極的な関与などから、セクターに応じた最適な管理体制を模索していくことが期待され、付随的な効果として社内体制整備が生まれてこよう⁶²⁾。

なお付言すれば、過度なタックスプランニングを防止する観点から、タックスプランニングの義務的開示制度導入についても法制化が検討されており⁶³⁾、今後の企業経営においては、税務情報に関する適切なアクションやコンプライアンスがより一層重要な位置づけを帯びてくる⁶⁴⁾。その際に

は、本稿冒頭で述べた会社法・金融商品取引法の領域や、株主と経営者との関係を観察する会計分野の研究などが、税務分野と有機的に連携することで、一層進展していくことが期待されよう。

注

1) かかる問題意識の前提として、税に関する情報のアクセスを国際的な税の議論の観点から論じたことがあった。本稿はそれを踏襲する形となる。堀治彦「国際課税と税務会計に関する試論—税に関する情報へのアクセスを手掛かりとして—」『税務会計研究』第30号、2019年、251-256頁。また、一般論として、コーポレートガバナンスは、公開企業とステークホルダーである株主の関係から仕組み付けが行われるものとも整理されようが、そのアプローチは学際的であることを付言しておく。例えば、宍戸善一編著『「企業法」改革の論理』日本経済新聞出版社、2011年、宍戸善一『動機付けの仕組としての企業』有斐閣、2006年、など。

2) 喫緊の官公庁の動向を述べる限りでも、経済産業省「令和元年度産業経済研究委託事業(経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費 日本企業のコーポレートガバナンスに関する実態調査)2019年、同「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)」2019年、同「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」2019年、など。経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/corporategovernance.html (2020年11月現在) で閲覧可。また、金融庁においては、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議などの審議会・研究会等の動きが活発である。これについては、金融庁 HP

<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/index.html>

(2020年11月現在) にて各種動向が閲覧可。そのほか、国税庁においても後述の税務に関するコーポレートガバナンスの取組などが見受けられ、その外縁は拡大しつつある。

3) 伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『会社

法 第3版』有斐閣、2017年、198頁。

4) 同前書、198頁。また、伊藤らはバブル経済崩壊後の日本企業の業績悪化と関係があると指摘する。

5) 同前書、198-199頁。今福愛志『企業統治の会計学』中央経済社、2009年、1頁。

6) 本稿2.において述べるように、著者の問題意識のきっかけとなったのは、下記の2つの報告書であった。

経済産業省『伊藤レポート「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト「最終報告書」』2014年、<http://www.meti.go.jp/press/2014/08/20140806002/20140806002.html> (2020年10月現在)、同『持続的成長に向けた長期投資(ESG・無形資産投資)研究会 報告書(伊藤レポート2.0)』2017年、<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171026001/20171026001-1.pdf> (2020年10月現在)。

7) 経済産業省、同前報告書(2017)、2頁。

8) OECD “*Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting, Action 13 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, 2015[hereafter, Action13].

9) EC, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of income tax information by certain undertakings and branches: (COM82016) 198/2 2016/0107 (COD). EU 提案は納税者の強い反発や構成国の意見の不一致により、提案後も妥協案文書が複数にわたって提出されているが、本稿では上記の提案に限定して取り上げる。係る先行研究として、岡田至康「【海外論文紹介】国別報告(CBCR)公開に係るEUの動向」『租税研究』第819号、2018年、201-217頁。岡田は、欧州委員会の提案等を紹介し、ビジネス界の問題意識等に対して検討を加えている。

10) 経済産業省、同前報告書(2014)、1頁。

11) 経済産業省、同前報告書(2017)、1頁。

12) 経済産業省、同前報告書(2014)、3-4頁。

13) 経済産業省、同前報告書、(2014)、「3. 本プロ

ジェクトの背景」。ただし、税務情報が非財務情報であるかについては、議論があろうが、後述のように過度なタックスプランニングなどの企業行動は、財務情報に関連したリスクとして理解する余地があるかもしれない。

14) 同前報告書、(2014) 3頁。

15) 経済産業省、同前報告書、(2017) 4頁。

16) 経済産業省、同前報告書、(2014) 29頁。

17) DJSI が投資会社である RobecoSAM の「企業の持続可能性評価 (Corporate Sustainability Assessment : CSA)」<https://www.spglobal.com/esg/csa/> (2020年10月現在) を通じた分析・評価に基づいて、インデックスへの採用を決めている。

18) 経済産業省、同前報告書(2014)、29頁によれば、ESG が投資パフォーマンスにどう影響するか、リスク要因であるという一般的な認識と、株式評価に結び付くという検討が行われているが、投資リターンについての議論は共通認識には至っていない。

19) RobecoSAM, *op.cit.*

<http://www.robecosam.com/images/sample-questionnaire-diversified-consumer-services.pdf> (2020年10月現在)。

20) 関連した多くの文献があるが、さしあたり、吉村(2018)、後掲論文。

21) 詳細は DJSI Invited Universe 2018, 2017. を参照のこと。

22) RobecoSAM, *op.cit.* また、Global Sustainable Investment Alliance “*The Global Sustainable Investment Review 2016*”, 2016 も ESG 投資を7つの種類に分類しており、そのうちの一つに国際規範スクリーニングがある。これは、国際機関(OECDを含む)が定める規範などを基に、最低限の基準に達していない企業の株や債券を投資対象から除外する手法である。

http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR_Review2016.F.pdf (2020年10月現在)。

23) OECD, “*Addressing Base Erosion and Profit Shifting*”, Paris, OECD Publishing, 2013, p3.

24) 一般的説明は、政府税制調査会「財務省説明資料[平 29. 11. 1 総 14-1]」2017年11月1日、

による。

25) OECD, 2013, *op.cit.*

26) OECD, “*Explanatory Statement*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, 2014. OECD, “*Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, 2014. OECD, “*Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, 2014. OECD, “*Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, 2014. OECD, “*Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, 2014. OECD, “*Guidance on Transfer Pricing Aspects of Intangibles*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, 2014. OECD, “*Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, 2014. OECD, “*Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, 2014.

27) OECD, Action13, *op.cit.* のほか、OECD, “*Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy, Action 1 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, 2015. OECD, “*Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, Action 2 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments, Action 4 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015.

OECD, “*Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, Action 6 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Preventing the Artificial Avoidance of Permanent Establishment Status, Action 7 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation, Actions 8-10 - 2015 Final Reports*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Measuring and Monitoring BEPS, Action 11 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Mandatory Disclosure Rules, Action 12 - 2015 Final Report*” [hereafter, Action12], OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Making Dispute Resolution Mechanisms More Effective, Action 14 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. OECD, “*Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties, Action 15 - 2015 Final Report*”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015. なお、この行動計画の実施にあたり、OECD 非加盟国の G20 メンバー8 カ国（中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドシア）も議論に参加していた。

28) G20 (金融・世界経済に関する首脳会合)「G20 アンタルヤ・サミット首脳宣言 (仮訳)」2015 年 11 月、パラ 15。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001553.html (2020 年 12 月現在)。

29) 同上。

30) OECD, First meeting of the new inclusive framework to tackle Base Erosion and Profit Shifting marks a new era in international tax co-operation, <http://>

www.oecd.org/ctp/first-meeting-of-the-new-inclusive-framework-to-tackle-base-erosion-and-profit-shifting-marks-a-new-era-in-international-tax-co-operation.htm

(last visited, October.8, 2018) 京都会合時における BEPS 包摂的枠組に参加した国・地域の総数は 82 であったが、2018 年 10 月時点で 117 カ国・地域まで拡大している。なお、国際課税の議論において、BEPS プロジェクトの位置付けはインパクトの大きいものであるが、OECD は多国籍企業の課税逃れについて同プロジェクト発足以前からもいくつかの報告をリリースしていた。OECD, “Addressing Tax Risks Involving Bank Losses”, OECD Publishing, 2010. OECD, “Tacking Aggressive Tax Planning through Improved Transparency and Disclosure”, OECD Publishing, 2011. OECD, “Corporate Loss Utilization through Aggressive Tax Planning”, OECD Publishing, 2011. OECD, “Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues”, OECD Publishing, 2012. これらの変遷に関して、本庄資「陳腐化した国際課税原則を見直し新しい国際課税原則を構築する必要性—OECD の BEPS 対策の始動を中心として—」『税大ジャーナル』21 号、2013 年、35 頁以下、本庄資『国際課税に関する重要な課税原則の再検討 上巻』日本租税研究協会、2015 年、同『国際課税に関する重要な課税原則の再検討 中巻』日本租税研究協会、2016 年、同『国際課税に関する重要な課税原則の再検討 下巻』日本租税研究協会、2017 年。

31) US Senate PSI, “Offshore Profit Shifting and the U.S Tax Code-Part1”, 2012.9.20. US Senate PSI, “Offshore Profit Shifting and the U.S Tax Code-Part2”, 2013.5.21.

32) 政府税制調査会「国際課税 DG 太田洋氏説明資料【平 25. 10. 24 際 D1-2】」2013 年 10 月 24 日。代表的なスキームでは、Double Irish with a Dutch Sandwich などがあげられるが、これは、海外事業に関する無形資産由来の収益を低税率国に集積させるスキームの一つである。詳細な説明は同太田氏説明を参照のこと。

33) An Act to provide for reconciliation pursuant to titles II and V of the concurrent resolution on the budget for fiscal year 2018, December, 2017, pp. 173-181.

Subpart B Chapter1 によれば、米国はトランプ政権による税制改革(Tax Cuts and Jobs Acts 2017)により、本国への資金還流が促される税制が措置されている。なお、OECD のリリースによれば、還流は促されている一方で世界の投資フローを減らしているとの評価がある。OECD, “FDI IN FIGURES Global FDI outflows tumble 44% in the first quarter of 2018 due to US tax reform”, July 2018, <http://www.oecd.org/investment/investment-policy/FDI-in-Figures-July-2018.pdf> (last visited October.8, 2018) .

34) OECD, Action13, *op.cit.*

35) *Ibid.*

36) *Ibid.*

37) EC, *op.cit.* EU 提案は EU 会計指令 (Accounting Directive : 欧州議会・理事会指令 2013/34/EU) 改正案として提案が行われており、ECOFIN (Economic and Financial Affairs Council) において全会一致で可決をする必要がない。もっとも、会計指令でも欧州議会の単純多数決と、閣僚理事会の特定多数決を経る必要があり、特定多数決には加盟国の 55%、EU 人口の 65%以上の賛成が必要であり、合意のハードルは低い訳ではない。

38) 岡田、前掲論文、209-210 頁。

39) 吉村政穂「「税の透明性」は企業に何を求めるのか?—税務戦略に対する市場の評価」『民商法雑誌』153 巻 5 号、2018 年、632-651 頁。

40) 一般的な税務コーポレートガバナンスの説明については、岩崎政明「税務コーポレートガバナンス導入の現状と課題」『租税研究』第 801 号、2016 年、317-342 頁。

41) 岩崎、前掲論文、317 頁。

42) 国税庁 「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について (調査課所管法人の皆様へ)」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm> (2020 年 11 月 1 日現在)。これに関連して、企業の反応や取組を取りまとめたものとして、租研事務局「税務に関するコーポレートガバナンス意見調査結果」『租税研究』第 800 号、2016 年、6-35 頁。

43) 国税庁、前掲、「取組の概要」1 頁。

44) 同「取組の概要」2 頁。

- 45) 同上。
- 46) 国税庁、前掲、「平成 30 事務年度 取組状況」2 頁。
- 47) 同上。
- 48) 同上。
- 49) 鈴木孝直「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について」『租税研究』第 805 号、2016 年、36-60 頁。同 40 頁の鈴木発言を理解するに、具体的には次回調査までの間隔を 1 年延長するものであるが、税務コーポレートガバナンスが良好だと判断された場合において、税務調査終了後のトップマネジメントとの面談時に、自主開示（税務調査省略時の事業年度の申告書審理の過程において一般に税務当局と見解の相違が生じやすい取引について）を行う同意がとれていることが条件となる。1 年の調査間隔延長が有益かどうかについては評価がわかるかもしれないが、特別調査官所掌法人はわが国企業のなかでも大規模な企業となり、その税務調査については税務当局・納税者双方に非常に大きな負担となることから、例えば、2 年に一度調査を受けていたものが 3 年に一度になるとしても、行政効率、納税者負担の観点からは一義的には有益なもの整理できよう。なお、同種の視点として、岩崎 (2016)、前掲論文、318 頁。加えて岩崎は、米国における Financial Accounting Standards Board Financial Accounting Standards Board Interpretation No.48 などを手掛かりに論考を加えている。
- 50) これらの問題を概観及び詳述するものとして、吉村 (2018)、前掲論文。吉村政穂「国際課税における金融講座情報の共有体制の確立」金子宏ほか編『租税法と市場』有斐閣、2014 年 532 頁以下。特に吉村 (2018)、前掲論文は税務情報の開示という側面から、EU 提案にとどまらず、諸外国のアプローチや実証研究のサーベイを行っている。
- また、執行管轄権に関する変化という側面から論考を加えたものについて、増井良啓「国際課税の制度設計」金子宏監修『現代租税法講座第 4 巻国際課税』日本評論社、2017 年、8-11 頁。
- 51) 吉村 (2018)、前掲論文、633 頁。
- 52) 同論文、635-636 頁。
- 53) 同論文も、EU 提案を取り上げ、考察している。
- 54) 同論文、635 頁。なお、当該部分は吉村政穂「リスク要因としての税—米国 FIN48 の背景、CSR との関係」『租税研究』第 705 号、2008 年、178 頁以下、の吉村による引用となる。
- 55) EC, *op.cit.* OECD, Action13, *op.cit.*, para 44,45 も同種の議論を踏まえてのものと思料。なお、本稿の議論と直接の連続性を持つわけではないが、わが国では、旧法人税法 152 条等において脱税の監視等を目的に法人名や申告所得金額を公示する高額所得法人の公示制度が存在した。
- 56) 関連した論点として、堀、前掲論文。
- 57) 雑感の範囲を出ないが、会計の報告機能に租税の規律の影響が及ぶ可能性（誤解を恐れずに述べれば逆基準性のような議論）もあるかもしれない。例えば、BEPS プロジェクトにおいてはタックスプランニングの義務的開示等がその射程だろうか。OECD, Action12 *op.cit.* Action14 の論考につき、大城隼人「BEPS 行動計画 12 (納税者に対する ATP アレンジメントの開示の要求) に関する日本への影響と課題」『税務会計研究』第 27 号、2016 年、193-198 頁等。
- 58) 金子宏『租税法第 21 版』弘文堂、2016 年、126 頁。
- 59) 同書、126 頁。
- 60) 岩崎政明・川島いずみ「コーポレートガバナンスとタックスコンプライアンス」『日税研論集』67 号、2016 年、223 頁。同論文では、本稿冒頭でも取り上げた、経営者の責任、すなわち取締役の善管注意義務や、取締役の故意・過失による会社に対する損害賠償責任において、租税法の遵守が射程となることも指摘する。しかしながら、筆者の預かり知るところでは、実際に租税法の遵守がクリティカルに同分野に該当する事例は、わが国で確認されていないことから、事例の集積が待たれる。
- 61) 山崎浩二ほか「税務部門の将来像」『租税研究』第 843 号、2020 年、8-37 頁では、企業の税務部門長が会し議論を行っている。例えば、同 16 頁において、税務方針などを題材にグローバルインデックスなどへの取組なども窺えるところではあるが、日本を代表する大手企業でもその取組の濃淡

が垣間見える。

62) 山崎ほか、前掲論文がさしあたってのわが国における企業経営のアクションのマイルストーンとなろう。製造、金融、商社、インフラ、メーカーなどの各社の事情（人員体制や社内のレポーティングラインなど）や、税務部門の今日的な取組から読み取れる情報が山積している。また、筆を擱くタイミングで、KPMG 税理士法人「日本企業のグローバル税務ガバナンス体制の整備に向けた現状及び検討課題の整理と9つの提言」経済産業省令和元年度 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(進出先国税制等広報事業)、2020年、に触れた。子細な検討項目となっており、本提言については、別稿に譲る。

63) OECD, Action12 *op.cit.*

64) 本稿のレンズでは大企業が主たる検討対象であったが、本来的にはこの議論はすべての規模の企業に密接に関連してくる可能性がある。そのモデルを示すものとして、宮崎綾望「『税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組』の背景と今後のあり方」『税研』177号、2014年、110-117頁など。

参考文献

伊藤靖史、大杉謙一、田中亘、松井秀征『会社法第3版』有斐閣、2017年。

岩崎政明「税務コーポレートガバナンス導入の現状と課題」『租税研究』第801号、2016年、317-342頁。

岩崎政明・川島いずみ「コーポレートガバナンスとタックスコンプライアンス」『日税研論集』67号、2016年、219-275頁。

岩崎政明「コーポレートガバナンスの現状と課題」『税務弘報』66巻4号、2018年、2-3頁。

岡田至康「【海外論文紹介】国別報告(CBCR)公開に係るEUの動向」『租税研究』第819号、2018年、201-217頁。

神田真人『金融規制とコーポレートガバナンスのフロンティア』財経詳報社、2018年。

経済産業省『伊藤レポート「持続的成長への競争力

とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト「最終報告書」』2014年、<http://www.meti.go.jp/press/2014/08/20140806002/20140806002.html> (2020年10月現在)。

経済産業省『持続的成長に向けた長期投資 (ESG・無形資産投資) 研究会 報告書 (伊藤レポート2.0)』2017年、

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171026001/20171026001-1.pdf> (2020年10月現在)。

国税庁「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について(調査課所管法人の皆様へ)」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm> (2020年11月1日現在)。

鈴木孝直「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について」『租税研究』第805号、2016年、36-60頁。

田村達也著『コーポレート・ガバナンス 日本企業再生への道』中公新書、2002年。

堀治彦「国際課税と税務会計に関する試論 -税に関する情報へのアクセスを手掛かりとして-」『税務会計研究』第30号、第一法規、2019年、251-256頁。

山崎浩二ほか「税務部門の将来像」『租税研究』第843号、2020年、8-37頁。

吉村政穂「『税の透明性』は企業に何を求めるのか? —税務戦略に対する市場の評価」『民商法雑誌』153巻5号、2018年、632-651頁。

EC, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013 / 34 / EU as regards disclosure of income tax information by certain undertakings and branches : (COM82016) 198 / 2 2016 / 0107 (COD) . OECD, “Addressing Base Erosion and Profit Shifting”, Paris, OECD Publishing, 2013.

OECD, “Mandatory Disclosure Rules, Action 12 - 2015 Final Report”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Paris, OECD Publishing, 2015.

OECD “Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting, Action 13 - 2015 Final Report”, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, 2015.